



部活動改革の立脚点

岸本, 肇

(Citation)

研究論叢, 24:39-47

(Issue Date)

2018-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010516>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010516>



部活動改革の立脚点

岸本 肇

(神戸大学名誉教授)

1. 問題提起

ブラック企業ならぬ「ブラック部活」^{注1)}現象が、学校で起こっている。体育の授業で「楽しさ」が強調されている時代に、運動部が「ブラック」というのは、おかしなものである。しかし例えば、近著では、島沢(2017)や内田(2017)が、それについて論じている。学術誌の季刊『教育法』189(2016)でも、「ブラック部活」の特集を組み、論文を掲載している。公共放送であるNHK総合テレビにおいてさえも「広がる「ブラック部活」」に注目し、「クローズアップ現代」(2016.8.1)で取り上げた。

それらの諸論がいう「ブラック」の内実は、次のようなことである。

島沢は、週休0日、体罰・暴言、セクハラ、慢性のケガ・・・、ブラック部活から子どもを守るために、事件事故が多発し、児童虐待化する部活について、報告している。内田は、「顧問はサービス残業、やめると「内申に響く」、自主的活動なのに強制参加、教員の働き方改革へ/週3日2時間、土日は禁止、「ゆとり部活動」のすすめ」を指摘・提言している。『教育法』の特集は、顧問教師の長時間勤務の実態やその法に基づく改善策について論じている。「クローズアップ現代」は、「死ね！バカ！」が指導と言えるのかと、世間に問いかけている。

総じて、部活動の教育としての役割を否定してはいないが、過度の練習が子ども心身の

発達に及ぼす悪影響、非科学的なトレーニング、ハラスメント、運動部教師の過酷な勤務実態などを、暴き立てている。

教育学者が、そういった運動部問題に注目し始めたのは1980年代中葉から90年代初頭と推定される。今橋・林・藤田(昌)ら(1987)、城丸・水内(1991)が、代表的であろう。当時は、東京オリンピック(1964)後、約20年の時期であり、学校の運動部においても競争主義が高揚していた。また、非行防止の管理教育に、部活動が利用されるようになっていた。

1997年、文部科学省により運動部の実態調査がなされ^{注2)}、定期的な練習休養日の設定や科学的なトレーニングの導入が提案されたにもかかわらず、その実効は極めて不十分であった。その後、文部科学省のレベルでさしたる改善策も出されないまま時間が経過している間に、2012年12月、大阪市立桜宮高校事件が起きた。バスケットボール部のキャプテンが顧問教師の体罰を理由に、自殺したのである。いまの時期に運動部問題が再燃したのは、そのことも動因になっている。

部活問題は、道徳の教科化やアクティブ・ラーニングの強制のような教育の国家統制とは、あまり関係がない。しかし明らかに、「学校の活動」から生じている教育問題である。本稿では、部活動の実態論はできるだけ少なくし、教育課程論、教育のねらい・内容論、学校と地域との連携論の3方向から、運動部

注1) 「ブラック部活動」といわれることも多い。

注2) 中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議(1997)運動部活動の在り方に関する調査研究報告書、文部科学省。

問題を考える際の立ち位置について論じたいと思う。

2. 部活動を教育課程に位置づける課題

2.1. 教育課程における「クラブ活動」

戦後の教育改革に伴い、1947年の学習指導要領一般編において、「教科課程」の中に教科と並んで「自由研究」(小学校「教科」、中学校「選択教科」)が、おかれた。そこに、「児童が学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織」として、「クラブ組織」が位置づいた。これが、現在の部活動の端緒である。

1951年に改訂された学習指導要領一般編では、「自由研究」がなくなり、代わりに、中学校・高校に「特別教育活動」が設けられ、「クラブ活動」はその中に含まれるようになった(小学校は、「特別教育活動」なし。「教科以外の活動」に直接位置づいた)。要するに、クラブ活動は、学校の教育課程の中に組み込まれた教科外教育活動であったのである。クラブ活動に充てられる時間は、中学校を例にすると、ホームルーム、生徒会、生徒集会などと合わせた「特別教育活動」全体、年間70～175時間の一部であり、せいぜい週1回、設定できるかどうかであった。1958年の中学校学習指導要領でも、クラブ活動は、特別教育活動の年間総時間数35時間の中の一部でしかなかった。

しかしその一方において、放課後の活動が活発化し、その程度の日常活動では追いつかないクラブが多くなって行く。そしてやがて、そういった「放課後のクラブ」の指導が、教師の職務範囲かどうかといった難問が惹起してくるのである。

2.2. 教育課程外における「部」

1968・69・70年の学習指導要領の改訂に

より、「クラブ」と「部」が線引きされた。中学校では、「特別教育活動」改め「特別活動」において、「クラブは、学年や学級の所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織することをたてまえとし、全生徒が文化的、体育的または生産的な活動を行なうこと」とされ、「毎週、適切な時間を確保するように配慮」されなければならない。そして、「いわゆる放課後に行われてきたクラブ活動は、学習指導要領に教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれないことになる。また参加意欲のない生徒も必ずいずれかのクラブに所属し、活動することが要求される」(文部省、1970)ようになった。いわゆる「必修クラブ」である。通常の授業のように、週1回、時間割に組み込まれる実施形態が多かった。

その結果、学習指導要領を盾にと、学校の放課後にはクラブ活動は存在しないことになった。放課後には「部」が「部活動」をしているだけで、それは教育課程とは関係がないということである。この背景には、単なる「クラブ」「部」に関する教育論よりも、教師の勤務時間問題のほうが大きかったと考えられる。当時、文部省は、部活動の指導を、教師の正規の教育労働と認めなくなかったのである。

しかし、教育課程の外に出したとはいえ、学校で展開しているスポーツ活動を、学習指導要領は無視し続けられなかった。1977年改訂の学習指導要領を説明した中学校指導書・保健体育編では「特別活動の中には、運動クラブの活動や運動部の活動及び学級指導における健康・安全の指導、・・・などがある」(文部省、1978)(下線筆者)と、保健体育科として運動部の存在を認めている。1989・90年改訂の学習指導要領では、部活動に参加すれば必修クラブに代替できると明記された。しかしながら、その程度のクラブ活動ではあ

まり意味がないということであろうか、1998年から中学校では、クラブ活動は廃止されている(小学校には、原則として4学年以上にある)。

2007・08年改訂の学習指導要領から、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、・・・略・・・学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」(中学校学習指導要領、総則)と、謳われるようになる。今次改訂でも、その考え方は、基本的に同じである。すなわち、中学校学習指導要領の総則第5の「1. 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」において、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、・・・略・・・学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」(下線筆者)と、示されているとおりである。

学校でやっている活動だから、学習指導要領としても部活動と学校の教育との関連性は認めざるを得ない。しかしその際、地域・社会教育関係とはとはうまくやってほしいという現状追認が、この約20年間の文部科学省の姿勢である。

2.3. 「部」を教育課程に位置づける

学校教育における位置づけがはっきりせず、「聖域」化した運動部は改革しなければならない。そう考えるとき、1951年の学習指導要領一般編が、クラブ活動を含む「特別教育活動」の意義を、次のように述べていたことを思い起こしたい。

「(さきにも述べたように、)教育の一般目標の完全な実現は、教科の学習だけでは足りないのであってそれ以外に重要な活動がいくつもある。教科の活動ではないが、一般目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶのである。したがって、これは単なる課外ではなくて、教科を中心として組織された学習活動でないいっさいの正規の学校活動なのである。」(下線筆者)

戦後すぐ、民主主義が強調された時代の学習指導要領は、子どもの心身の発達に役に立つ教科では学びきれない活動を、正規の教育課程に包み込んでいたのである。こと部活動改革に関しては、戦後、日本の教育が再出発したときに立ち返り、教科外の活動を、学校の教育として正規の教育課程に位置づける考え方に立つ意義は、非常に大きいと考える。

3. 部活動のねらい・内容

3.1. 「自由研究」「特別教育活動」の意義

「部」と「クラブ」があって、紛らわしい。その両者、特別なこだわりを持たなければ、同じに意味に使用できるが、本稿では、原則として「部」で統一する。「クラブ」は、学習指導要領の用法にしたがう必要がある場合と、特定の引用をするときに限定する。

先に「2.1.」で説明したごとく、現在の部活動は、1947年の学習指導要領一般編における「自由研究」の「クラブ組織」に始まる。そのとき、「スポーツ・クラブ」は、音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブとともに例示されていた。そしてその前提として、教科学習などが子どもの自発的な活動を誘った場合、子どもの要求を満足させるために教師が放課後の時間設定をしてやるのはありうるとされ、「このような用い方は、要するに、児童や青年の自発的な活動のなされる余裕の時間として、個性の伸長に資し、教科の時間内では伸ばしがたい活動のために、教師や学校

長の考えによって、この時間を用いたいというのであるが、・・・略・・・と述べられていた。「スポーツ・クラブ」は、学校の管理下、教師の指導のもと、子どもの個性・自主性を育てようとした自由時間の活動であったことがわかる。運動部の起こりは、もともとこのようなものであったのである。

1951年改訂の学習指導要領一般編では、「クラブ」は、「自由研究」から「特別教育活動」の領域に含められるようになる。下記は、その中学校における説明文の引用である。

「特別教育活動の設けられた理由」

教科の学習においても、「なすことによって学ぶ」という原則は、きわめて重要であり、実際にそれが行われねばならないが、特に特別教育活動はこの原則を強く貫くものである。特別教育活動は、生徒たち自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されねばならない。もちろん、教師の指導も大いに必要ではあるが、それはいつも最小限度にとどめるべきである。このような種類の活動によって、生徒はみずから民主生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができるのである。

「特別教育活動の領域 クラブ」

全生徒が参加して、自発的に活動するもの一つにクラブ活動がある。クラブ活動は、教室における正規の教科の学習と並んで、ホームルームの活動、生徒会の活動、図書館の利用とともに、生徒の学校生活のうちで重要な役割を果すべき分野である。中学校の生徒になれば運動能力も発達し、級友間に強い友情も感ずるようになり、また、団体生活に関心をもち、喜びを感ずるようになる。したがって、この時代の生徒は、クラブをつくっていろいろな活動に従事することに適している。クラブ活動は当然生徒の団体意識を高め、やがてはそれが社会意識となり、よい公民と

しての資質を養うことになる。また、秩序を維持し、責任を遂行し、自己の権利を主張し、いっそう進歩的な社会をつくる能力を養うこともできる。(下線筆者)

すなわち、「教師の指導も大いに必要である」としつつ、子ども自身による活動により、教科では得がたい「民主生活の方法」「公民としての資質」を涵養するのが、特別教育活動であるというのである。特にクラブ活動に関しては、中学生が運動能力や団体精神を発露できること、秩序、責任、権利等の社会進歩の学びができることを重視している。

戦後教育の「落とし子」であるクラブ活動が、子どもの自発性・自主性を重視し、民主的生活態度を身につけ、権利主張ができる公民的資質を養おうとしていたことは極めて重要である。クラブ活動は、教科外にあって、教育の一般目標を達成する手段であったのである。その延長線上で考えると、現在の部活動もそういう意味における教育活動となる。過大評価はさけつつも、かつてのクラブ活動が、教育目標として重視していた「自発性・自主性」や社会性の育成は、運動部で暴力やハラスメントが横行している今こそ生かされなければならないと思う。

3.2. 部活動は総合的な教育の場

これまで論じたクラブは、戦後初期の学習指導要領におけるクラブ活動に関する記述の分析が中心であった。ここで一度、学習指導要領を離れ、教育学の立場からのクラブ活動論を見てみたい。下記は、1950～60年代、生活指導の教育研究運動を推進していた宮坂(1968)が定義する「学校におけるクラブ活動が教育的有効性を発揮している」状態の要約である。なお、この引用における「クラブ活動」は、「部活動」と同じと理解されたい。

第一 クラブ活動がクラブの名に値するものになっていること

- ① 形式面 興味を中心として集う自由な仲間である
- ② 活動面 協同的要素を含んでいなければならない

第二 クラブが学校計画の一環として何らかの重要な役割を果たしている

- ① 教科学習の深化拡大と、そこから逆に教科への関心を深め、教科の系列に入りえないような活動種目に関心を持つ
- ② 新しい社会文化の培養場所になっている
- ③ 生活指導のための重要場面になっている
- ④ 学校共同社会の建設に重要な役割を果たしている

第一の①「興味を中心として集う自由な仲間」は大前提であるが、強制的な入部制度を認めない考え方としても、重要である。②は、運動部ではチームで構成されていても、上意下達の組織が多いから、その実質が大切である。この考え方に立つと、活動場所が保障されていても、集まってスポーツをしているだけのグループは、クラブ活動でない。「協同」がないからである。

第二の項目全体の実行のためには、まず、クラブ活動を、学校の教育課程としなければならない。①②は、運動部にとって、なかなか難しい課題である。③は、非行防止というような狭い意味からだけでなく、教科の授業ではできない生活指導が、クラブ活動でなされている実践に根ざしているのだと思う。④の誤用の典型は、勝つことで学校名を上げるとする運動部である。そうではなく、クラブ活動が、学校の教育として機能しているという意味である。

藤田 (1987) の部活論は、「自由研究」「特

別教育活動」の限界性を指摘しつつ、宮坂がいう「教育的有効性」を包含している点で、極めて示唆に富んでいる。次に、それを引用する。

「思うに、クラブ活動を『教科の発展としての自由な学習』としてとらえることも、また『社会的公民的訓練』にかかわる自治的な活動としてとらえることも、それぞれにクラブ活動がもつ性格をなにほどか言いあてたものであろう。そこからさらに進んで、私たちは、クラブ活動を、興味・関心を同じくする児童・生徒の自発的な参加を基礎に、教科学習との発展的な関連(単なる延長ではない)をも含む文化・スポーツ活動であること、自治的な集団的活動であることの両面を統一したものととしてとらえなくてはなるまい」

神谷は、部活動に関する論稿が多い体育研究者である。神谷(2017)が、部活動改革のために、子どもと教師に「自治」を取り戻そうという主張は評価できる。しかし、「自治」を「運動部活動固有の教育内容」と特定する考え方が、筆者には理解できないところである。

宮坂と藤田が教育学的に定義しているように、教育としての部活動成立の要件は、「子どもの興味・関心」と「協同的な集団活動」である。学校は、単に教科を教えるだけでなく、その他の教科外活動も含む総合的な教育をする場所である。いうまでもなく、教育課程に位置づける部活動は、その一翼を担っているものであり、「運動部活動固有の教育内容」の特定化などはできない。同じ部にも、個々の部員により集う意識が違うのは、むしろふつうである。子どもの「興味・関心」と「協同的集団」の上に成り立つ、包容力のある部活動を目指したいものである。

4. 部活動改革と教師、地域

4.1. 「運動部教師」の心情に寄り添う

体育という教科は、戦後、“physical education”の訳語として生まれた。当初から「業間、放課後その他自由時間を活用し体育の生活化をはかる」（学校体育指導要綱，1947）、「自由時の体育活動は、人間が強く求めるレクリエーションを動機として発展したものであり、生徒の自由意志に基づくべきものである」とされ、対外競技なども「教育的原則に基づいて行われなければならない」縛りがあった（学習指導要領保健体育科編，1951）。そのような時代にできた学校の部活動が、当世「ブラック部活」と批判されているのである。

こういった運動部問題を解決するには、部活動を教師の職務から外し、学校の教育活動から外に出せばよいという意見がある。例えば、下記に引用した「法的枠組み」からの大橋・中村（2016）の中学校の運動部改善に関する提言は、そういう部分を含んでいる。

提言1：教員の法定の勤務条件、勤務時間の厳守

提言2：教員の勤務時間の関係および部活動の実技指導の専門性を確保する必要から教員は部活動の実技指導を行えないことを確認する。

提言3：部活動の実技指導は外部の指導者が行う。

提言4：部活動の活動日数を制限する。

提言5：中学校単位の全国大会の廃止

提言6：部活動の全員加入制の廃止

大賛成で、速やかに実施してほしいのが、提言1、4、5、6である。また、そうしたい教師を、心から応援したい。そういう教師の

奮闘と苦悩は、新聞でも見ることができる^{注3)}。

問題は、提言の2、3である。「教員が部活動の実技指導を行えない」「実技指導は外部の指導者が行う」が貫徹されると、顧問教師でも、「実技指導」ができなくなる。仮に今、そうしたとしても、部活動の練習や試合が顧問教師から離れるだけで、子どもが抱える問題はそのまま残る。また、学校の子どもに対するスポーツ以外の教育指導の責任や安全管理義務も免れない。執筆者の大橋・中村も「現場を知らない発言だ」と覚悟の上の提言ではあるが、私はそれ以前に、厳しい状況の中で子どものために頑張っている教師の心情に寄り添う必要があると強く思う。

兵庫民研教師論委員会・兵庫『教育』を読む会でも、部活問題について議論した（2017.5.17）。材料は、『教育』856（2017）に特集された「部活動の深い悩み」であった。下記は、その折に神谷（2017）の論文を取り上げた久保^{注4)}のレジメからの抜粋である。

部活動を廃止できない理由・・・部活動を廃止したら何が起こるか？

- ・生徒を惹きつける力の減退・・・現実：教科学習に意欲を持ってない生徒たちの存在
- ・受験準備、「座学」（主体・能動的でない学習）に偏向した授業の矛盾激化・・・緩衝装置、ガス抜き、としての部活動
- ・学校秩序の危機・・・生徒の「管理」装置（生徒把握、教師・生徒の重層的関係性）としての部活動

結果：・学校に居場所のない子どもの増加

- ・部活動に生きる教師の不満・・・学

注3) 例えば、朝日新聞（2017.2.11）「いま先生たちは 部活の現場③ 熱血先生一転『おかし』声上げた」は、そういう教師と校長に関する記事である。

注4) 久保富三夫。氏は、1976～2003年度まで28年間、神戸市立高校3校に教諭として勤務した経験者である。

校における存在感・地位の低下、充足感の低下

- ・教師には、市民クラブの指導者になりたいと思っていない人たち 多いのではないか？

水内 (1991) が、選別・差別の体制と管理主義の学校において窒息状態にある子どもにとって、部活動は"救いのオアシス"になっていると論じた状況は、久保が直接間接に経験した部活動と似ていると推察される。現役の公立高校教師である徳長 (2017) は、『教育』856号の「誌面批評」で、中学校・高校では、「部活動」は「学習」「学校行事」と並ぶ、子どもを学校に目を向けさせる三種の神器の1つになっていると論じている。

実際に部活動の面倒を見るのが、外部指導者だけになれば、そのような「学校と子どもとの人間関係」「教師と子どもとの人間関係」は、構築できなくなるのではないだろうか。中澤 (2016) は、「教師と子どもとの人間関係」が、顧問教師が部活動から離れられなくなっている「消極的理由」(スポーツ指導への情熱とは異なる理由という意味)と表現している。宮坂がいう、クラブが「生活指導のための重要な場面になっている」(「3.2」参照)は、そのような教師と子どもとの人間関係が生み出すものであると思う。したがって、「運動部教師」には、久保が述べているように、スポーツのコーチさえできれば、学校以外で働いてもよいと考えている人は少ないと推定される。

部活動が教師の労働過重の原因になるという問題は指摘し過ぎることはないし、法制度的に部活動廃止が可能であることが理解できたにしても、部活動は、中学校・高校の教育現場から、取り去れないものになっている現実直視すべきである。個々の「運動部教師」が抱えている日常的な困難と同時に、子ども

のことを思う「運動部教師」の心情に寄り添わない限り、部活動改革はできないと考えるものである。

4.2. 地域の少年スポーツに学ぶ

学校の体育や子どものスポーツのあり方をめぐる議論に、ヨーロッパのスポーツ先進国、ドイツがよく例に引かれる。

ドイツの学校は、伝統的に半日制であるが、2000年代に入ってから急速に全日制学校の設置が進行している。子育て観の変化、共働きの家庭などの世相の推移に伴う理由の外に、子どもが学校にいる時間を長くして、学力低下や非行増加の対策にしようという深刻な理由もある。そういうドイツの教育をめぐる状況は、体育教育関係の文献からでも窺うことができる (Laging & Schillack, 1998) (Thiel et al., 2007)。

新しくできた全日制学校では、午後に、学習の時間を増やすだけでなく、これまで子どもが通っていたスポーツ・クラブや習い事などと、連携せざるを得なくなっている。日本では、教科外のスポーツ活動を学校から外へ出す議論が多いが、ドイツでは、いわば日本の逆である。この状況を、学校とスポーツ・クラブが連携する教育学的チャンス (Stibbe, 2012) と捉える意見や、そうするためには、指導者の資格向上や学校と地域の共同活動を評価する組織が必要であるなどの意見が交わされている (Niewöhne, 2010)。

もともとドイツでは、放課後や夜にスポーツ・クラブやダンス教室に通う子どもは多いが、1つの種目は、せいぜい週2回までである。だから、学校もそれらを取り込みやすいのだと思う。日本の部活動が、「やり過ぎ」にブレーキをかけたいのであれば、そのあたりは参考になるはずである。

そのドイツ、サッカーが盛んなお国柄である。近年、日本でもサッカーが人気スポーツ

になり、プロチームの育成組織が、子どものサッカー・クラブを運営するようになっていく。そういうサッカー・クラブに携わった経験者には、すぐれたスポーツのコーチと教育の見識を備えた方がたくさんいる。永井(2004)は、チームとしての一軍でやれる力がない子どもにも、別途、二軍、三軍のレベルで同じスポーツの恩恵が受けられるクラブづくりを推奨している。池上(2008)は、少年スポーツにおける「練習は裏切らない」を否定し、練習を週2回しかしなくても、その地区で優勝した進学校の中学校をたたえている。面白いのは、2人とも、スポーツをやりさえすれば、子どもが育つかにいう「単純なスポーツ教育」を喝破していることである。

筆者は、先に、「運動部教師」の心情を理解しない運動部改革は、できないと述べた。しかしその反面、上記のような学校外のスポーツがあることを、海外からも含めて知らなくては、経験の枠内でしか運動部を「改革」できないと思う。

5. おわりに

部活動は、学校の正規の教育課程としての教科外活動であり、教科でだけでは達成できない総合的な教育を担う。その立場から、運動部の改革を推し進めるための考え方について本稿で論じた。

部活動が抱える教育問題は、適切な活動のガイドラインと学校の「教育的監視」があれば、その大部分が解決できるはずである。筆者は、当面の策として下記のようなことを考えている。

週当たりの活動は最大でも3日、1回の活動時間は1時間半から2時間、教師と部員とで活動の目標・内容・方法をつくる部にする。入退部は自由であり、部員全員が対外試合志向でなくてもよいようにする。したがって、学校の部に満足できない子どもは、学外のス

ポーツ・クラブに参加できる。

顧問教師の労働は、部活動の「集団指導体制」をつくることにより軽減をはかる。特定の教師が特定の部活動に付きっきりという部活運営を改める。学校外からの指導者導入は、教師の労働軽減の効果からも認めるが、学校・教師の部活動の方針を理解できる者を選定する。

その程度でも、大方の中学校・高校の運動部から見れば、「大改革」である。またそのような運動部では、全国大会は目指せないという意見が出てくるかもしれない。しかし、「ブラック」状況を解消したければ、少なくとも休日もない連日の長時間練習の部活動は絶対に相応しくないで、「緩やかな」方向に向かわざるを得ない。大会参加よりは、しっかりした子ども達で、先が楽しみだと思わせるような同好集団をつくるのが、教育の本筋だと思う。それを目指す学校と教師を励ましたいと思う。部活改革は、そういう意見を交わせる学校をつくる課題でもある。

引用文献

- 藤田昌士(1987)「部活動とは何か」今橋盛勝・林量俣・藤田昌士ら編著『スポーツ「部活」草土文化, p.100.
- 池上 正(2008)『サッカーで子どもをぐんぐん伸ばす11の魔法』小学館, p.56, p.156.
- 今橋盛勝・林量俣・藤田昌士・武藤芳照(1987)『スポーツ「部活」草土文化.
- 神谷 拓(2017)「部活動の活動内容と条件整備」『教育』856: pp.25-33.
- 宮坂哲文(1968)『宮坂哲文著作集第3巻』明治図書, pp.136-137.
- 水内 宏(1991)「子どもたちのすこやかな発達と部活」城丸章夫・水内宏『スポーツ部活はいま』青木書店, p.28.
- 文部省(1970)『中学校指導書 特別活動編』大蔵

- 省印刷局, pp.76-77.
- 文部省 (1978)『中学校指導書 保健体育編』大蔵省印刷局, p.10.
- 永井洋一 (2004)『スポーツは「良い子」を育てるか』日本放送協会, pp.60-61.
- 中澤篤史 (2016)「顧問教師の戦後と現在—なぜ教師は部活動にかかわるのか」『季刊・教育法』189 : 47-53.
- 大橋基博・中村茂喜 (2016)「教員の長時間労働に拍車をかける部活動顧問制度」『季刊・教育法』189 : 36-45.
- 鳥沢優子 (2017)『部活があぶない』講談社.
- 城丸章夫・水内宏 (1991)『スポーツ部活はいま』青木書店.
- 徳長誠一 (2017)「さまざまな感情が交錯する部活動」『教育』857 : 106-107.
- 内田 良 (2017)『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う—』東洋館出版.
- Laging, R. & Schillack, G. (1998) *Schule als Bewegungsraum: Konzeption zur Einrichtung eines Modellversuches*, Otto-von-Guericke-Universität Magdeburg, p.3, pp.7-13.
- Niewöhne, T.(2010) "Ganztagsschulen auf dem Vormarsch. . . ." *Sportunterricht* 59(9) : 257.
- Stibbe, G. (2012) "Sportunterricht zwischen Anpassung und Besonderheit," *Sportunterricht* 61(11) : 321.
- Thiel, A., Teubert, H. & Kleindienst-Cachay, C. (2007) "Unter Druck durch PISA und Co? — Was erwarten Grundschullehrerinnen und -Lehrer von der Bewegten Schule—"In: Hildebrandt-Stramann,R. (Hrsg.) *Bewegte Schule — Schule bewegt gestalten*,Schneider Verlag Hohengehren, pp.316-327.